

別記様式第1号(第四関係)

山口あぶトマト地区活性化計画

山口県 萩市
山口県 山口市

令和4年 2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	山口あぶトマト地区活性化計画						
都道府県名	山口県	市町村名	萩市、山口市	地区名(※1)	山口あぶトマト	計画期間(※2)	令和3年度～令和7年度

目 標 : (※3)

本地域の特産品である「山口あぶトマト」の生産拡大に取り組むことにより、本地区への移住就農を中心とした新規就農を促す。
併せて農家の所得を増加させることによって地域農業を発展させるとともに、新規就農者の地域活動等への参加を促すことにより地域コミュニティを発展させることで、農業振興を核に地域の活性化を図る。
上記を踏まえ、本計画の目標は、新規就農者数の増加とし、事業効果が発現するR5年度以降の3年間の合計で9人の増加を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

山口あぶトマト地区は、中国山地の山麓に位置する中山間地域であり、萩市(むつみ地域)と山口市(阿東地域)の2市で構成され、全域が農業振興地域である。
本地区は、中国地方有数の夏秋トマトの産地である。「山口あぶトマト」は、2005年に萩市むつみ地域と山口市阿東地域が産地統合して誕生したブランドトマトである。
地域では、「山口あぶトマト」の生産農家が集まって、「山口あぶトマト部会」を設立し、組合員全員がエコファーマーの認定を受け、減化学農薬・減化学肥料の環境保全型農業に取り組んでいる。

現状と課題

人口減少・高齢化が進む本地区において、地域の活性化を図るためには、地域の主産業である農業の振興に取り組む必要がある。
具体的には、特産品である山口あぶトマトの産地を育成し、生産拡大を進めることによって、スケールメリットを発現させ、有利販売を展開していく必要がある。
また、地域では担い手農家の減少が進み、人手不足が深刻な課題となっていることから、産地育成とあわせて、新たな担い手を確保・育成していく必要がある。

今後の展開方向等(※4)

萩市むつみ地域と山口市阿東地域で、移住就農を中心とした新規就農者確保による「山口あぶトマト」の生産拡大に取り組む。
これに伴って、新たにトマトの選果施設が必要となることから、農山漁村振興交付金を活用し、施設整備に取り組む。
また、担い手の確保・育成に当たっては、山口あぶトマト部会と県、関係市、JAが連携し、募集、研修、就農準備、そして経営安定に至るまで、きめ細やかな支援を展開し、新規就農者の着実な確保に取り組む。
なお、集出荷貯蔵施設は、新規就農者と地域住民等とのふれあいの場としても活用することとしていることから、施設整備を通じて地域コミュニティが発展し、地域の活性化に繋がることが期待される。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
萩市、山口市	山口あぶトマト	処理加工・集出荷貯蔵施設(18.農林水産物集出荷貯蔵施設)	山口県農業協同組合	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
該当なし					

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
該当なし				

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし

3 活性化計画の区域(※1)

山口あぶトマト地区(萩市むつみ、山口市阿東)	区域面積(※2)	36,274ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該地域の総面積のうち農林地は31,711haで87.4%(農林地面積31,711ha / 全区域面積36,274ha)を占めている(平成27年農林業センサス)。また、就業者のうち農林漁業就業者は1,395人で37.3%(農林漁業就業者1,395人 / 就業者3,738人)で、農林漁業が重要な役割を担っている地域である(平成27年国勢調査)。		
②法第3条第2号関係: 当地区は、人口減少・高齢化が著しいことから、全域が過疎地域に指定されており、地域の活力低下が課題となっている。 新たな施設整備を通じて、新規就農者を増加させ、地域産物の販売額を増加させることは、本地域の活性化を図るために有効である。		
③法第3条第3号関係: 活性化計画区域は全域が農業振興地域であり、市街地を形成している区域は含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

目標に掲げている新規就農者数の増加について、事業効果が発現するR5年度から3カ年(R5～R7年度)の新規就農者数を、計画主体である萩市と山口市において、就農計画により把握し、山口あぶトマト部会による評価により検証する。